

防衛省設置法の一部を改正する法律案の概要(令和5年度予算関連法案)

1 自衛官定数の変更

【第6条】

○ 自衛官の定数の変更

サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制整備のため、自衛官の定数を変更

【領域横断作戦能力(サイバー領域)の強化】

(共同の部隊)

自衛隊サイバー防衛隊の体制強化

【統合防空ミサイル防衛能力の強化】

(海上自衛隊)

イージス・システム搭載艦導入に伴う体制整備

【中央機関の体制強化】

統合幕僚監部の体制強化

○ 施行期日:令和6年3月31日までの間において政令で定める日

自衛官の定数の変更

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,500	150,245	▲255
海上自衛隊	45,293	45,414	121
航空自衛隊	46,994	46,976	▲18
共同の部隊	1,588	1,732	144
統合幕僚監部	386	394	8
情報本部	1,936	1,936	0
内部部局	50	50	0
防衛装備庁	407	407	0
合計	247,154	247,154	0

2 地方防衛局の所掌事務の追加

【第31条第2項第1号】

○ 地方防衛局の所掌事務の追加

防衛装備品等の調達に係る品質管理業務を日米相互に無償で提供し合う米国防省との枠組み(日米間の相互政府品質管理に係る枠組み)に基づき、当該品質管理業務を実施することができるように地方防衛局の所掌事務を追加

【日米間の相互政府品質管理に係る枠組みの概要】

米国の調達する装備品等の日本国内での品質管理を日本側が無償で行う代わりに、日本が行う有償援助調達について、品質管理に係る費用の減免を受けることなどを内容とする日米間の枠組み

○ 施行期日:公布の日